裁判所職員定員法

（昭和二十六年三月三十日法律第五十三号）

裁判所職員の定員に関する法律（昭和二十二年法律第六十四号）の全部を改正する。

第一条　下級裁判所の裁判官の員数は、次の表のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 員数 |
| 高等裁判所長官 | 八人 |
| 判事 | 二、一五五人 |
| 判事補 | 八四二人 |
| 簡易裁判所判事 | 八〇六人 |

第二条　裁判官以外の裁判所の職員（執行官、非常勤職員、二箇月以内の期間を定めて雇用される者及び休職者を除く。）の員数は、二万千七百四十四人とする。